

沖縄の 税制特例制度

OKINAWA TAX INCENTIVES

ビジネスをひろげるチカラに。

観光地



イノベーション



情報通信



国際物流



経済金融



離島旅館



 沖縄県



沖縄の特区・地域制度の概要

沖縄には、県外から沖縄に

		観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区
対象地域		沖縄県内全域	右の特区対象地域に加えて 本部町 金武町 恩納村 読谷村 沖縄市 嘉手納町 北谷町 宜野湾市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 豊見城市 南城市 八重瀬町 糸満市 宮古島市 石垣市	名護市 宜野座村 うるま市 浦添市 那覇市
対象事業・施設		①スポーツ・レクリエーション施設 水泳場 スケート場 トレーニングセンター ゴルフ場 テーマパーク ボウリング場 ②教養文化施設 劇場 動物園 植物園 水族館 文化紹介体験施設 ③休養施設 展望施設 温泉保養施設 スパ施設 ④集会施設 会議場施設 研修施設 展示施設 結婚式場 ⑤販売施設(県知事指定)	①電気通信業 ②ソフトウェア業 (パッケージソフトウェア業を除く) ③情報処理・提供サービス業 ④インターネット付随サービス業 ※①～④は税制特例措置の対象事業。本表内「その他」は、①～④に加え、「情報記録物製造業、映画・放送番組制作業、放送業、パッケージソフトウェア業」が対象。	①データセンター ②情報通信機器相互接続検証事業 ③受託開発ソフトウェア業 ④情報システム開発業 ⑤システムインテグレーションサービス業 ⑥組込みソフトウェア業 ⑦バックアップセンター ⑧セキュリティデータセンター ⑨データベースサービス業 ⑩アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑪セキュリティサービス業
対象資産	建物	●	●	●
	建物附属設備	●	●	●
	構築物	●	●	●
	機械・装置	●	●	●
	器具・備品	—	●	●
認定等	県	県知事による事業認定もしくは		
	国	事業もしくは措置実施計画に		
国税	所得控除	—	—	●
	投資税額控除	●	●	●
	特別償却	—	—	—
関税		—	—	—
エンジェル税制		—	—	—
地方税	事業税	●	●	●
	不動産取得税	●	●	●
	固定資産税	●	●	●
	事業所税	●	●	●
その他	中小企業信用保険法	中小企業者の金融機関からの事業資金借入について信用保証協会が保証を引		
	中小企業投資育成株式会社法	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、中小		
	融資	貸付利率、期間等について、金融機関等		

※1 産業イノベーション促進地域におけるその他の特例措置は、①～⑦に加え、「こん包業、デザイン業、機械修理業、機械設計業、非破壊検査業、商品検査業、計量証明業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業」が対象

※2 中小企業信用保険法の特例について

一般保証限度額:2億8,000万円(普通:2億円、無担保:8,000万円)、別枠保証限度額:2億8,000万円(普通:2億円、無担保:8,000万円)
 保険料率:保証をした借入の期間1年につき、0.41%(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、0.35%)

(令和7年5月現在。特例の内容は沖縄県信用保証協会へご確認ください。)

立地する企業や、地場産業を営む県内企業が活用できる税制特例措置などの様々な制度がございます。

産業イノベーション促進地域	国際物流拠点 産業集積地域	経済金融活性化 特別地区	離島の旅館業に 係る特例措置
沖縄県内全域	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区 (那覇市、浦添市、豊見城市、 宜野湾市、糸満市の一部地域) うるま・沖縄地区 (中城湾港新港地区、 仲嶺・上江洲地区、 平安座地区、池武当地区) 南風原・八重瀬地区 (南風原町、八重瀬町の一部地域)	名護市	伊平屋村 伊是名村 伊江村 本部町(水納島に限る) うるま市(津堅島に限る) 南城市(久高島に限る) 粟国村 渡名喜村 座間味村 渡嘉敷村 久米島町 北大東村 南大東村 宮古島市 多良間村 石垣市 竹富町 与那国町
①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤自然科学研究所 ⑥電気業(一定の要件あり) ⑦ガス供給業(一定の要件あり) ※①～⑦は税制特例措置の対象 事業。本表内「その他」の対 象事業は、表外※1を参照。	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業 ※①～⑧は税制特例措置の対象 事業(⑥～⑧は所得控除の対 象外)。本表内「その他」は、 ①～⑧に加え、「こん包業」 が対象。	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業 ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業 ⑦経営コンサルタント業	①旅館業の用に供する施設 ※「新設」、「増設」が対象 個人又は資本金5,000万円以下の 法人のみ「改修」も対象
●	●	●	●
●	●	●	●
●(⑦のみ)	—	—	—
●	●	●	—
●	—	●	—
は措置実施計画の認定			県知事による確認
ついて主務大臣の確認		—	—
—	●	●	—
●	●	●	—
●	●	●	●
—	●	—	—
—	—	●	—
●	●	●	●
●	●	●	●
●	●	●	●
●	●	—	—
き受ける際、一般保証と別枠の保証枠の利用が可能(保険料率も別で設定)※2			—
企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能			—
の融資条件を有利に設定		—	—

各制度に関する相談は、(公財)沖縄県産業振興公社に設置されている
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」へご相談ください。

TEL:098-894-6377 HP:<https://www.zei-tokku.okinawa/>

